

富里市立図書館公式ツイッターの運用に関する要綱を次のように定める。

令和2年9月29日

富里市教育委員会教育長

教育委員会告示第4号

富里市立図書館公式ツイッターの運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富里市教育委員会がインターネットを介して市民等への情報提供、取得及び双方向でのコミュニケーションを図る媒体として、T w i t t e r (以下「ツイッター」という。)を運用するために、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コンテンツ ツイッター上で情報提供する内容を構成するテキスト文書、図画等の総称をいう。
- (2) 公式ツイッター 富里市立図書館がインターネット上に設置し、コンテンツを投稿した富里市立図書館公式ツイッターページをいう。
- (3) アカウント 公式ツイッターを設置し、運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。

(運用管理者及び運用担当者)

第3条 公式ツイッターの適正かつ円滑な運用を図るため、富里市立図書館長を公式ツイッター運用管理者(以下「運用管理者」という。)とし、公式ツイッターの運用に関する管理を行うものとする。

2 運用管理者の所掌事務は、図書館が所管する事務事業に関する次に掲げる事項とする。

- (1) コンテンツの作成、修正及び削除に関わる調整に関すること。
- (2) コンテンツ発信における調整に関すること。

3 図書館に所属する職員を公式ツイッター運用担当者(以下「運用担当者」という。)とし、運用管理者の許可を受け、アカウントの管理及びコンテンツの投稿を行うものとする。

4 運用担当者の所掌事務は、図書館が所管する事務事業に関する次に掲げる事項とする。

- (1) 運用管理者の指示によるコンテンツの作成、修正及び削除に関すること。
- (2) 情報の収集及び提案に関すること。

(アカウント)

第4条 公式ツイッターで運用するアカウント名は、富里市立図書館とする。

(設定)

第5条 運用管理者は、なりすましによる誤情報の流出を防ぐため、公式ツイッター及び市公式ホームページにリンクを明示し、相互性を持たせるものとする。

(運用管理者の責務)

第6条 運用管理者は、公式ツイッターを適正に運用するため、次の各号のいずれかに該当する情報を掲載してはならない。

- (1) 法令等に反する情報
- (2) 事実に反する情報や利用者に誤解を与えるおそれのある情報
- (3) 公序良俗に反する情報
- (4) 特定の個人、法人等の第三者を誹謗中傷し、名誉を毀損する内容の情報
- (5) 特定の政党、政治団体、宗教団体、思想又は宗教に対する支持若しくは不支持を表明する内容の情報
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公式ツイッターの運営に支障が生じるおそれのある情報

(個人情報の制限)

第7条 作成するコンテンツにおいて、個人情報に関わる内容については、富里市個人情報保護条例（平成27年条例第34号）の趣旨に基づき、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 市民等の個人名が画像、映像又は音声に含まれる場合は、必要最小限にとどめること。
- (2) 市民等の個人を識別できる情報が画像、映像又は音声に含まれる場合は、当該本人の不利益にならないことが明らかな場合を除き削除すること。
- (3) 個人の電話番号及び電子メールアドレスは、原則として画像、映像又は音声に含まれないこと。

2 前項の規定にかかわらず、個人を特定できる画像等を掲載する場合において、当該本人から承諾を得ているときはこの限りでない。

(著作権等の取扱い)

第8条 運用管理者は、公式ツイッターを適正に運用するため、次に掲げる事項を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 作成するコンテンツにおいて、著作権の市への帰属を確認し、争議に発展するおそれのある部分については、これを除外すること。
- (2) 他者が著作権を有する著作物を利用する場合は、公式ツイッターでの利

用についての使用許諾を得るとともに、第三者による複製、引用等に関する注釈をコンテンツ上に表示すること。

(3) 人物の映像等を使用する場合は、肖像権を侵害しないこと。

(運用ガイドライン)

第9条 公式ツイッターの運用に関する基準については、運用ガイドラインにより定める。

(運用の中止等)

第10条 運用管理者は、公式ツイッターの運用において何らかの理由により不都合が発生した場合は、予告なしに運用を中止し、内容の変更や削除等を行うことができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

富里市立図書館T w i t t e r（ツイッター）ガイドライン

1 目的

図書館業務等に関する情報を、富里市立図書館（以下「図書館」という。）がT w i t t e r（以下「ツイッター」という。）を利用し、情報発信をする。

市民に対し、有益な図書館サービスに関する情報を提供し、読書活動や学習支援に寄与することを目的とする。

2 運用

本アカウントは、図書館が運用する。

3 運用管理者

富里市立図書館長

4 アカウント名

富里市立図書館

5 運用開始

令和2年9月下旬から

6 発信内容

- (1) 図書館の開館情報
- (2) 図書館の事業に関する情報
- (3) 図書館の利用に関する情報
- (4) 図書館からの各種お知らせ
- (5) 図書館資料に関する情報
- (6) 自然災害等の緊急時の対応に関する情報
- (7) その他図書館長が許可した内容

7 フォロー、リプライ、リツイート及びダイレクトメッセージについて

- (1) 本アカウントでは原則として情報発信のみ行う。
- (2) 本アカウントからは、原則としてフォローは行わない。
- (3) 本アカウントへのリプライ、リツイート及びダイレクトメッセージに対するご意見・ご質問については、原則として対応しない。図書館への意見及び質問については市ホームページのお問い合わせフォームに寄せられたものについてのみ対応するものとする。
- (4) 本アカウントへのリプライ、リツイートをを行うに当たり、次の事項に該当する行為を禁じるものとする。この場合において、運用管理者が当該行為に対し、違反し、又は違反するおそれがあると判断したときは、事前に通告することなく投稿を削除、アカウントのブロック、サイト管理者への報告等を行うものとする。

- ア 違法な情報、わいせつな内容及び公序良俗に関するもの
- イ 人種、思想、信条等を差別し、又は差別を助長するもの
- ウ 政治活動、選挙活動又は宗教活動に類するもの
- エ 商品、店舗、会社の宣伝等の商業目的であるもの
- オ 富里市又は第三者を誹謗し、若しくは中傷し、名誉若しくは信用を傷つけるもの
- カ 富里市又は第三者の著作権、肖像権その他知的財産権を侵害するもの
- キ 本人の許可なく個人情報特定し、開示し、又は漏えいするもの
- ク 第三者になりすますこと。
- ケ 虚偽や事実と異なる内容のもの
- コ 本アカウントの掲載内容に対して著しく乖離するもの
- サ 有害なプログラム等の送信により通信機器の機能を妨害し、又は情報を引き出すこと。
- シ その他運用管理責任者が不適切と判断したもの

8 知的財産権

- (1) 本アカウントに掲載している個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する著作権は、個別に明記されている場合を除き、富里市に帰属する。
- (2) 本アカウントの掲載内容について、次に掲げる場合を除き、無断での複製及び転載は認めないものとする。
 - ア 私的使用のための複製、引用等の著作権法上認められる場合
 - イ リツイート機能の使用等、転載の対象となる内容を改変せず、かつ、出所を明記する場合

9 個人情報の取扱いについて

本アカウントが取得した個人情報については、富里市個人情報保護条例（平成27年条例第34号）の規定に基づき取り扱うものとする。

10 免責事項

- (1) 図書館は、本アカウントの運用に細心の注意を払うが、情報の正確性、完全性及び有用性についての保証はしない。
- (2) 図書館は、本アカウントの掲載情報を利用し、又は信用したことにより、ユーザー若しくは第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- (3) 図書館は、本アカウントに関連して、ユーザー間又はユーザーと第三者間のトラブルにより発生したいかなる損害について、一切の責任を負わない。
- (4) 図書館は、上記に掲げるもののほか、本アカウントに関する事項に起因し、又は関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。
- (5) 図書館は、本アカウントの内容を予告なく変更することがある。
- (6) 図書館は、予告なく本アカウントの運用方針の変更又は運用方法の見直し若しくは中止をする場合がある。

11 お問い合わせ

富里市立図書館

電話番号：0476-90-4646（9：30～17：00）

毎週月曜日、毎月末の木曜日、年末年始、特別整理期間、スイカロードレース開催等によるその他休館日を除く

ファックス番号：0476-90-4645